

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19820042

研究課題名（和文） 近代中国の憲政史と言論の自由：1930-40 年代を中心に

研究課題名（英文） Constitutionalism and Freedom of Speech in Modern China

研究代表者

中村 元哉（NAKAMURA MOTOYA）

南山大学・外国語学部・准教授

研究者番号：80454403

研究成果の概要：近代中国の憲政史は、近代中国のリベラリズム思想の展開と深い関係を有している。その歴史を「自由とナショナリズム」という視角から再考し、憲法制定史における自由権の規定がどのように変遷し、実際のところどの程度の言論・出版の自由が実現していたのかを解明した。確かに近代中国には近代西洋型の自由はなかったかもしれないが、だからといって自由な空間が全く存在しなかったわけではない。近代中国とその延長に位置する現代中国には自由が皆無であるというステレオタイプな中国認識が変わっていくことを期待したい。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	790,000	0	790,000
2008 年度	810,000	243,000	1,053,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	243,000	1,843,000

研究分野：中国近現代史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：近代中国、中華民国憲法、自由、人権、リベラリズム

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 現代中国の多様化にともない、現在の中国研究には新たな中国認識が求められている。その一つの有力な研究潮流が、近現代中国のリベラリズム思想研究である。中国・

台湾・香港の研究者は、中国リベラリズム思想の今日の出発点として、近代西洋に接触した清末・民国期の近代中国リベラリズム思想に注目を集めつつあり、日本国内にも同様の動きが広がっている。

そこで、近代中国のリベラリズム思想の展

開と深い関係を有する近代中国の憲政史を再考し、自由権のあり方を規定していた諸制度が実際のところどの程度の言論・出版の自由を保障していたのかを分析することにした。

(2) 中国・台湾・香港の近代中国政治史研究は、ここ数年来、清末・民国期の憲政史に対して関心を高めつつある。つまり、現在の研究状況を鑑みると、近代中国憲政史は日本・中国・台湾・香港において共通して取り組まれている、いわば「東アジア」規模にまで拡大し得る研究テーマである。本研究は、「東アジア」における共通の学術的関心の下、日本の成果を海外に向けて積極的に発信していく。

## 2. 研究の目的

(1) 近代中国憲政史の具体的到達点と限界点を知るために、言論の自由をめぐる制度と実態の相互関係性を解明する。

(2) 思想史研究に傾斜しがちな近現代中国リベラリズム思想研究に対して、(1)の作業を通じて具体的な実像を提起し、思想をささえる制度や社会的背景および世界情勢との関係性を解明する。

(3) 以上(1)(2)を達成することにより、近現代中国リベラリズム思想研究が目ざしている「社会主義一辺倒であった現代中国認識の転換」という目標に貢献する。

(4) 以上のように自由の実態の解明をめざす本研究は、近代中国政治史研究に対しても新たな貢献を成し得る。つまり、近代中国における幾多の民主化の試みは、これまで「失敗の歴史」として、換言すれば、個人の自由や権利をナショナリズム(=主権・国権)の優位性から解放できなかった「意味のない研究テーマ」として長年放置されてきた。しかし、こうした近代中国政治史認識は正しいのだろうか。この点を再考していくことも本研究の目的である。

(5) その為には、とくに1930-40年代の憲政史を再考していくことが重要である。この時期の憲政にむけた歩みは「失敗の歴史」として単純に評価されがちだが、そうした結果重視の歴史観を一旦保留して、その政治過程

そのものを再検討していく。

## 3. 研究の方法

### (1) 基本史料・関連文献の購入・収集

- ①中央・地方レベルの会議記録  
→『立法院会議記録』など
- ②近現代中国憲政史に関する文献の収集  
→学術誌『二十一世紀』掲載の論文など

### (2) 海外での史料調査

- ①国史館(台湾)  
→中華民国憲法制定史に関する档案
- ②中央研究院近代史研究所(台湾)  
→国民大会秘書処発行の一次史料  
→『民主評論』などの関連雑誌
- ③復旦大学図書館(中国)  
→近代ジャーナリズム関連の一次史料
- ④上海図書館(中国)  
→近代ジャーナリズム関連の一次史料
- ⑤第二歴史档案館(中国)  
→中華民国憲法制定史に関する档案  
(とくに立法院档案)
- ⑥中文大学図書館(香港)  
→近現代中国憲政史にかかわる一次史料。とくに1949年前後の第三勢力にかかわる史料・文献の調査
- ⑦コロンビア大学図書館(アメリカ)  
→国民党関係者のインタビュー記録

### (3) 方法論

通常の憲政史研究あるいは自由を解明する研究は、制度史ないし思想史のどちらか一方にのみ偏る場合が多い。だが、本研究は、近代中国憲政史の具体的な到達点とその限界点を、言論・出版の自由をめぐる制度と実態の相互関連性から解明する。

### (4) 研究成果の発信

①「研究開始当初の背景」(2)で記したとおり、本研究は「東アジア」規模の広がりを持っており、研究成果を国際化しやすい。そのため、外国語で、少なくとも中国語で成果を公表していくことが望ましい。そこで、本研究にかかわる国際シンポジウム、国際ワークショップに積極的に参加することで、この目的を達成していく。

②海外の主要な研究者を日本に招聘し、学術交流を深めていく。

#### 4. 研究成果

(1) 研究期間中、日本国内および中国・台湾・香港・アメリカにおいて関連史料の収集をほぼ予定通り終えた。

(2) 東アジア規模での学術交流と成果

①アメリカ(2007年12月、コロンビア大学)で開催された国際ワークショップにて、近代中国リベラリズム研究の現状について報告。

②韓国(2008年1月、延世大学)で開催されたワークショップにて、近代中国のリベラリズム思想と自由の実態について報告。

③中国(2008年9月、復旦大学)で開催されたワークショップにて、近代中国のリベラリズム思想を制度的に支えていた背景を、とくに著作権と翻訳書籍に焦点をあわせて報告。

④日本(2007年7月、南山大学)に章清氏(復旦大学教授)を招聘し、近代中国リベラリズム思想に関する研究報告を依頼。

⑤日本(2007年11月、南山大学)に村田雄二郎教授(東京大学大学院教授)を招聘し、近代中国のリベラリズム思想の展開に影響を与えた国際環境について、とくに中米関係を中心に助言を賜る。

⑥日本(2008年6月、南山大学および慶應大学)に薛化元氏(政治大学教授)を招聘し、中華民国憲法制定史に関する講演と研究報告を依頼。

(3) 以上(1)(2)を通じて本研究課題への理解を深めていく中で、自由や人権を具体的に規定した「中華民国憲法」の制定過程について分析を加えた。とくに、同憲法の制定に尽力した張知本に焦点をあわせ、近代中国における自由・人権とナショナリズムの関係性を再考した。この分析から明らかになったことは、以下のとおりである。

①1930年代の中国において自由や人権を憲法で直接保障しようとする動き(「直接保障主義」)が既に存在していたこと。

②1936年に公布された憲法草案(「五五憲草」)では「直接保障主義」が採用されず、自由と人権が法律によって制限されたにもかかわらず、1946年の「中華民国憲法」制定時には「直接保障主義」が復活し、自由や人権をより多く保障する内容へと変質していたこと。

③しかも、それは三民主義を冠したナショナリズム論とも調和的であり、いわばビビック・ナショナリズム論に近似した憲法論であった。

(4) 言論・出版の自由

では、(3)のような「制限から保障へ」一

一戦時期を含むにもかかわらず——という政治動向のなかで、自由の実態はどのような状況にあったのか。

①近代法制に基づく統制と非合法的な統制は清末から途絶えておらず、1930-40年代にも根絶はしていない。

②しかし他方で、清末の立憲改革以来の憲政にむけた政治潮流のなかで、制度によって保障された自由を実現していこうとする動きも存在した。

③また①のような統制政策にもかかわらず、その制度的弛緩を逆手にとって、反政府的な言動を実質的に展開できるような公共空間も存在した。

④こうした現状が憲法の条文内容の変化にも作用した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

中村元哉、「近現代東アジアの外国語書籍をめぐる国際関係—中国を中心に—」、『中国—社会と文化』第22号、2007年6月、217-239頁、査読有

中村元哉、「「中華民国憲法」制定史にみる自由・人権とナショナリズム—張知本の憲法論を中心に—」、『近きに在りて』53号、2008年5月、16-28頁、査読無

[学会発表](計 4 件)

中村元哉、「Media and Modern Chinese Liberalism」、Living Texts: Rethinking China and the World in the Late Qing、2007年12月13日、コロンビア大学(アメリカ・ニューヨーク)

中村元哉、「近代中国的言論・出版自由之実態為何—以1930年代~1940年代为中心—」、第三回日韓の中国近現代史研究者の集い、2008年1月5日、延世大学(韓国・ソウル)

中村元哉、「近代中国自由主義之翻訳・翻印の国際関係—日本の翻訳自由論与中国—」、近代中国思想史上的自由主義国際学術研討会、2008年9月14日、復旦大学(中国・上海)

中村元哉、「国民党の大陸統治体制」、中国政治体制 100 年—歴史学と政治学の対話—、2009 年 2 月 1 日、中央大学

〔図書〕（計 1 件）

中村元哉、「言論・出版の自由」、飯島渉・久保亨・村田雄二郎編著『シリーズ 20 世紀中国史』第 3 巻、東京大学出版会、2009 年春刊行予定、査読有

〔その他〕

<http://www016.upp.so-net.ne.jp/dragon-c-hina99/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中村 元哉 (NAKAMURA MOTOYA)  
南山大学・外国語学部・准教授  
研究者番号：80454403